資料３

令 和 ８ 年 ８ 月 ２ １ 日
広島市健康福祉局障害自立支援課

地域生活支援拠点等の機能強化について

１　地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、地域において生活する障害者や地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」という。）が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業所」という。）、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制をいう。

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行等を進めるため、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や介護を行う者の疾病等により、支援が見込めない事態等（緊急事態）になった場合の支援や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援の機能などを担っている。

本市では地域の複数の事業所が支援機能を担う面的整備型による整備を進めており、市の委託事業として各区の基幹相談支援センターに地域体制整備コーディネーターを配置している。

２　地域生活支援拠点等の強化

国は、令和３年度及び令和６年度の報酬改定において、地域生活支援拠点等の整備促進などを図るため、緊急時における対応機能の強化等を目的とした加算を新設・拡充したが、本市においては現時点で加算算定に必要な届出制度等が未整備であることから、早急に対応を進める必要がある。

３　本市の方針

⑴　地域生活支援拠点等の届出について

地域生活障害者等を支援する事業所を地域生活支援拠点等として位置付ける方法としては、他自治体において、市が審査する方式のほか、プロポーザル方式や自立支援協議会での審査、基幹相談支援センターによる審査など様々な方法が採用されている。

本市では募集・選定事務及び登録に当たっての手続に係る市及び事業所双方の事務負担を軽減する観点から、市による審査方式を採用する。

【手続のイメージ】

市と事前協議 → 運営規程の変更 → 届出の提出 → 市の審査 → 市から通知 → 市ＨＰ等で公表

⑵　地域体制整備コーディネーターの配置について

現在、市の委託事業として各区の基幹相談支援センターに配置している地域体制整備コーディネーターについては、国において同様の役割を担った場合の加算があり、加算のみで配置することも考えられるものの、体制転換については慎重に検討する必要があることから、当面、現行の委託による配置を維持することとする。

４　今後の予定（目標：年内整備を目指す）

⑴　~~６月：事業所へのアンケートの実施及び分析（届出意向、規模感調査）~~ ㊖

⑵　８月：広島市障害者自立支援協議会への報告

⑶　９月～11 月：届出に関する要綱の制定等、制度開始に向けての準備

⑷　12 月：届出制度開始